

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項に準じ、新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業の実施方針を公表します。

令和 5 年 10 月 31 日

新潟市長 中原 八一

新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業 実施方針

新潟市（以下「市」という。）は、新潟市新亀田清掃センター施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を DBO（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施することとしました。

本実施方針は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じ、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、本事業に対する市の方針を定めるものです。また、実施方針と併せて要求水準書（案）を公表します。

新潟市新亀田清掃センター
整備・運営事業
実施方針

令和5年10月

新潟市

新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業 実施方針

目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
3 その他	4
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法	5
2 事業者の募集及び選定の手順	5
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 評価及び選定に関する事項	12
5 結果の公表	12
6 提出書類の取扱い	12
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1 基本的考え方	13
2 予想されるリスクと責任分担	13
3 提供されるべきサービス水準	13
4 事業の実施状況のモニタリング	13
第4章 公共施設等の立地並びに種類及び規模に関する事項	14
1 公共施設等の立地に関する事項	14
2 施設の種類及び規模に関する事項	14
第5章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	16
1 係争事由に係る基本的な考え方	16
2 管轄裁判所の指定	16
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4 その他	17
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1 法制上及び税制上の支援に関する事項	18
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3 その他の支援に関する事項	18
第8章 その他事業の実施に関し必要な事項	19
1 議会の議決	19
2 情報公開及び情報提供	19
3 応募に伴う費用	19
4 本事業に係る担当課	19
別紙1 用語の定義	20
別紙2 本事業の事業スキーム(例)	22
別紙3 リスク分担表	23

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

(3) 公共施設の管理者

新潟市長 中原 八一

(4) 事業の目的

新潟市（以下「市」という。）では、現在、4施設でごみの焼却処理を行っているが、施設の老朽化、将来的なごみ量の減少、経済性、温室効果ガス発生量の低減等の観点から施設の統合及び更新を進めることとし、新亀田清掃センター（以下「本施設」という。）を建設し、新田清掃センターとの2施設体制とすることとした。

本事業の目的は、「新潟市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）」で掲げる「安定かつ効率的な収集・処理体制」、「低炭素社会に向けた体制整備」、「大規模災害に備えた体制整備」の施策に加え、施設整備の5つの基本方針である「環境にやさしい」、「安心・安全」、「低炭素社会を推進」、「災害に強い」、「経済性」を踏まえた施設整備及び運営・維持管理を目指すものである。

(5) 事業概要

本事業は、市の所有となる本施設の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design Build Operate）方式にて実施する。

落札者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行う。

落札者の構成員は、特別目的会社（SPC）を設立し、20年の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運営業務」という。）を行う。なお、市は、本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として各業務を行う。

① 契約の形態

市は、事業契約締結までの基本的事項に係る基本協定を落札者と締結する。

市は、基本協定に基づき、設計・建設業務及び運営業務を一括で行わせるため、本事業に係る基本契約を事業者と締結する。

また、市は基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約をそれぞれ締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約をまとめて「事業契約」（本事業の事業スキーム（例）は、別紙2を参照のこと。）という。

② 事業期間

事業期間は、以下のとおりである。

- ・事業期間：事業契約締結日から令和32年3月31日まで
- ・設計・建設期間：事業契約締結日から令和12年3月31日まで
- ・運営期間：令和12年4月1日から令和32年3月31日まで（20年間）

(6) 事業スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 実施方針等の公表 | 令和5年10月31日 |
| ② 特定事業の選定の公表 | 令和6年1月下旬 |
| ③ 入札公告 | 令和6年4月下旬 |
| ④ 入札提案書類提出 | 令和6年11月上旬 |
| ⑤ 落札者の決定 | 令和7年2月上旬 |
| ⑥ 運営事業者（SPC）の設立 | 落札者の決定後速やかに |
| ⑦ 仮契約の締結 | 令和7年3月末 |
| ⑧ 事業契約の締結（議会の議決） | 令和7年6月 |

(7) 事業者が実施する業務範囲

事業者が実施する主な業務範囲は、次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、要求水準書（案）に示す。

なお、事業者は、事業期間を通じ、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

① 設計・建設業務

ア 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、要求水準書を満足する設計及び建設を行う。

イ 設計・建設業務の範囲は、基本設計、実施設計のほか、建築工事、プラント設備工事、土木工事（造成工事を含む。）、外構工事及び解体工事等本施設の整備に必要な全ての工事を含む。

ウ 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、長寿命化総合計画の作成、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、関係官庁への許認可手続き、工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。

エ 建設事業者は、市による関係官庁への許認可申請、報告、届出（交付金申請等を含む）が必要となる場合は、監督職員の指示に従って、事業者は必要な資料・書類等を作成・提出する。なお、許認可申請に係る経費は別に定める場合を除き、すべて事業者が負担する。

② 運営業務

ア 運営事業者は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、要求水準書を満足する適正な運営・維持管理業務（運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用等業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等）を行う。

イ 運営事業者は受入対象物や主灰等の搬入・搬出車両を計量棟において記録・確認し、管理を行うとともに、直接搬入車両より、市が定める料金を、市が定める方法で、市に代わり徴収する。また、徴収した料金を市へ引き渡す。

ウ 本施設の運転により発生する余熱を利用し、発電や熱供給を行う。発電電力は本施設で利用し、田舟の里へ供給するとともに、余剰電力が発生する場合には、売電を行うことを基本とする。なお、余剰電力の売電は市の所掌とし、市の収入とする。

エ 運営事業者は、本施設から発生する主灰及び飛灰処理物を本施設内にて一時貯留し、場外搬出車両への積込みを行う。また、受入対象物のうち、外部搬出するもののほか、処理困

- 難物及び処理不適物を本施設内にて一時貯留し、場外搬出車両への積込みを行う。
- オ 住民等による意見等を運営事業者が受け付けた場合には、速やかに市に報告し、対応等について市と協議を行う。
- カ 運営事業者は、市から要請があった場合、市が行う施設見学者対応への協力を行う。

(8) 市が実施する業務範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

① 敷地の確保

市は、本事業を実施するための敷地の確保を行う。

② 環境影響評価手続き

市は、新潟市環境影響評価条例に基づき、手続きを実施する。(令和5年度内に環境影響評価書の縦覧を行う予定である。)

③ 設計・建設業務における実施状況のモニタリング

市は、本施設の設計・建設期間を通じ、本事業に係る監督員を配置し、設計についての承諾及び工事監理を行う。工事監理においては、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求める。

④ 建設費の支払

市は、本事業における設計・建設業務に係る対価を、市の検査後に出来高に応じ、原則として年度毎に建設事業者へ支払う。

⑤ 周辺住民対応

市は、本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

⑥ 本事業に必要な行政手続き

市は、本事業を実施する上で必要な循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続き等、各種行政手続きを行う。

⑦ 運営モニタリング

市は、本事業の実施状況の監視を行う。市が行う運営モニタリングに要する費用は、市の負担とする。

⑧ 受入対象物の搬入

市は、受入対象物を本施設に搬入し、必要に応じて搬入検査及び指導監視を行う。

⑨ ごみ処理に伴う運搬・処分

市は、主灰、飛灰処理物、一時貯留物(外部搬出するもの)、処理困難物及び処理不適物の運搬・処分を行う。

⑩ 余剰電力の売電

市は、余剰電力の売電を行い、市の収入とする。

⑪ 施設見学者への対応

市は、施設見学の申込受付、日程調整、本施設の案内・説明を行う。

⑫ 市民への対応

市は、運営事業者で解決できないクレーム処理等、市民への対応を行う。

⑬ 運営業務委託料の支払

市は、運営モニタリングの結果に応じて、運営事業者に運営業務委託料を支払う。

⑭ その他本事業を実施するうえで必要な業務

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

市は、PFI 法に定められている以下の考え方・手順に準じて本事業を特定事業として選定する。

(1) 選定基準

本事業を DBO 方式にて実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

3 その他

(1) 事業者の収入

① 設計・建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

② 運營業務に係る対価

市は、本事業の運營業務に係る対価について、固定費用、変動費用（受入対象物の搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託費の改定を行う。固定費用、変動費用の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

(2) 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(3) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。運営事業者は、事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態で、本施設を市に引き渡すものとする。詳細は、要求水準書（案）に示す。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

また、本事業は、WTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

時 期	内 容
令和5年10月31日（火）	実施方針等（実施方針、要求水準書（案））の公表
令和5年10月31日（火） ～ 11月14日（火）	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和5年12月8日（金）	実施方針等に関する質問の回答
令和6年1月下旬	特定事業の選定・公表
令和6年4月下旬	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案））の公表
令和6年5月中旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和6年6月上旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和6年6月中旬	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和6年6月下旬	資格審査結果の通知
令和6年7月上旬	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和6年7月下旬	対面的対話の実施
令和6年8月下旬	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和6年9月中旬	入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和6年11月上旬	入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付
令和7年1月中旬	技術提案書に関するヒアリング、審査、開札
令和7年2月上旬	落札者の決定及び公表
令和7年2月中旬	基本協定締結
令和7年3月末	事業契約仮契約締結
令和7年6月	事業契約締結

(2) 手続き等

① 要求水準書（案）添付資料【希望者配付分】の配付

添付資料の一部は、旧施設図面等の詳細データとなるため、今後本事業への参加を検討している事業者に対し配付する。配付を希望する者は、要求水準書（案）添付資料配付希望届（様式第1号）を以下のとおり提出すること。

ア 配付期間

令和5年10月31日（火）から令和5年11月14日（火）午後3時まで

イ 様式1の提出方法

(ア) 提出方法

要求水準書（案）添付資料配付希望届（様式第1号）に必要な事項を記載し、アに示す期間内に電子メールにより市に提出する（電子メール送信の際は、必ず着信の確認を電話で行うこと。）。提出の際、電子メールの件名を「要求水準書（案）添付資料配付希望届」と記載する。

(イ) 提出先

新潟市 環境部 循環社会推進課 整備グループ

(ウ) 電子メールアドレス及び電話番号

junsui@city.niigata.lg.jp

025-226-1427

ウ 配付方法

要求水準書（案）添付資料【希望者配付分】は、要求水準書（案）添付資料配付希望届（様式第1号）を提出した事業者に対し、電子データ（電子メール又はCD-R）で配付する。

エ その他

事業者は、全ての要求水準書（案）添付資料について、本事業に係る検討以外の目的で使用しないこと。

② 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和5年10月31日（火）から令和5年11月14日（火）午後3時まで

イ 提出方法等

(ア) 提出先

新潟市 環境部 循環社会推進課 整備グループ

(イ) 提出方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする（電子メール送信の際は、必ず着信の確認を電話で行うこと。）。提出の際、電子メールの件名を「実施方針等に関する質問」と記載する。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、質問・意見書のデータはMicrosoft Excel (windows版) で作成・提出することとする。

(ウ) 電子メールアドレス及び電話番号

junsui@city.niigata.lg.jp

025-226-1427

ウ 回答方法

実施方針等に関する質問への回答は、令和5年12月8日（金）に市のホームページに

て公表する予定である。ただし、提出者名は公表しない。

エ その他

「質問」として提出された場合であっても、市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱い、また「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がないときには、回答を行わない場合がある。

③ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえた上で、第1章 2 (1) 選定基準 に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、令和6年1月下旬に公表する予定である。

④ 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合、実施方針に関する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和6年4月下旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を市のホームページにて公表する。

⑤ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、詳細については、入札説明書等に示す。

⑥ 参加資格審査申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の入札参加希望者に、参加表明書、参加資格審査申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格審査の結果は入札参加希望者に通知する。詳細については、入札説明書等に示す。

⑦ 対面的対話の実施

市は、本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を予定している。詳細については、入札説明書等に示す。

⑧ 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を令和6年11月上旬に受け付ける予定である。技術提案書の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。詳細については、入札説明書等に示す。

⑨ 落札者の決定及び公表

入札提案書類については、新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業に係る事業者評価委員会（以下「委員会」という。）において総合的に評価する。市は委員会の評価結果を踏まえて、事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

(3) 事業契約の締結

市は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。この協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者を設立し、市は、基本契約を事業者と、建設工事請負契約を建設事業者と、運営業務委託契約を

運営事業者と令和7年6月に締結する。

なお、建設工事請負契約については、新潟市議会（以下「市議会」という。）の議決を経るものとする。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、建設事業者及び運営事業者は、市の承諾を得た上で、(1) ①に定義する構成企業以外の者に対し、各業務の一部を委任し、又は請け負わせることができる。

この他市が必要と認める入札参加者の備えるべき参加資格要件については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- ② 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、共同企業体を組成する場合、運営形態（共同施工方式、分担施工方式）は任意とするが、当該共同企業体を構成する者のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者は入札参加者の構成員、それ以外の者は構成企業とならなければならない。
- ③ 運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ④ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- ⑤ 入札参加者は、「本章3(2)③本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を「代表企業」として定め、代表企業が入札手続き等を行うものとする。また、代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合は、代表企業が共同企業体の代表者となり、当該共同企業体が共同施工方式の場合、代表企業の出資比率が最大となるものとする。
- ⑥ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑦ 入札参加者の構成企業が他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- ⑧ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になること

はできない。

- ⑨ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者は、以下の①から④の各項の要件を満たす企業を含むものとする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたることが可能である。

① 本施設の建築物の設計を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の建築物の設計を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を行う1者が次の要件を全て満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

イ 市の競争入札参加資格者名簿の建築関係コンサルタントの登載者であること。

② 本施設の建築物の建設を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の建築物の建設を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。

ウ 市の競争入札参加資格者名簿の工種「建築一式」の登載者であること。

エ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上であること。

オ 過去15年間（平成21年5月以降）に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続式焼却施設の建築物に係る建設工事の実績として、以下のいずれかを有すること。

- ・元請の場合：単独企業又は共同企業体としての実績とする。なお、共同企業体の場合には、共同施工方式では、出資比率20%以上の実績、分担施工方式では、当該共同企業体を構成する者において、建築物に係る建設工事を行う者のうち最大の施工能力を有する者としての実績に限る。

- ・下請の場合：一次下請けとしての実績とする。（ただし、元請企業に建築物に係る建設工事を担当する企業が含まれる場合及び建築物の一部のみの建設工事实績は除く。）

③ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

入札参加者のうち本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、代表企業とし、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも代表企業が次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。

ウ 市の競争入札参加資格者名簿の工種「清掃施設」の登載者であること。

エ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,000点以上であること。

オ 過去15年間（平成21年5月以降）に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設について、以下に示す施設要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。

・処理能力：100 t / 日・炉以上（複数炉）

・処理方式：ストーカ式

④ 本施設の運営を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の運営を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、運転管理業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 市の競争入札参加資格者名簿の業務委託の登載者であること。

イ 過去15年間（平成21年5月以降）に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設でボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設におけるDBO事業又はPFI事業での施設の運転管理業務実績を1年以上有すること。なお、当該事業について、特別目的会社が元請の場合には、特別目的会社の出資者であり、当該事業の運営業務において運転管理業務を担っている者については、本要件を満たすものとする。

ウ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設における現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ② 市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者（定期申請又はWTOに係る臨時申請・登録により、参加資格確認申請書類受付日までに名簿登録される予定である者を除く。）。
- ③ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- ④ 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づく入札参加除外の措置を受けている者。
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑥ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ⑩ 清算中の株式会社である事業者で、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開

始命令がなされた者。

- ⑪ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑫ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社エイト日本技術開発又はその協力会社である豊原総合法律事務所と、資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- ⑬ 本事業に係る委員会の委員、委員が属する法人及び委員と前記⑫に示す資本面若しくは人事面において関連がある者。

(4) 参加資格の確認

- ① 参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格審査基準日から起算して3か月以内とする。ただし、法人市民税納税証明の有効期限は1か月以内とする。
- ② 参加資格審査基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格審査基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- ③ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市と協議の上、市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- ④ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ① 落札者は、事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。
- ② 運営事業者は、会社法に規定する株式会社とし、新潟市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、無償で本施設内に設置することを認める。
- ③ 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- ④ 運営事業者への出資は、落札者の全構成員によるものとし、他の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- ⑤ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 評価及び選定に関する事項

(1) 委員会の設置

入札提案書類の評価にあたっては、学識経験者及び市職員で構成する委員会を設置する。

(2) 評価の手順及び方法

委員会は、「落札者決定基準」に基づき、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として市に報告する。市は、委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

5 結果の公表

市は、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、公表、展示、その他市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、市はこれを無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転・維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設的设计・建設及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとする。責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

3 提供されるべきサービス水準

本事業における設計・建設業務及び運営業務に関するサービス水準並びに仕様は、要求水準書(案)に示す。

4 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者による事業の実施状況について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設的设计・建設、運営に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、市は事業者に対して是正勧告を行い、業務改善計画書の提出・実施を求めるとともに、改善がなされない場合には運営業務委託料等の減額等の必要な措置を行うことができるものとする。

第4章 公共施設等の立地並びに種類及び規模に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 新潟市江南区亀田 1835 番地 1
- (2) 敷地面積 57,825.98 m² (亀田清掃センター敷地を含む)
- (3) 都市計画事項等
- ① 都市計画区域 新潟都市計画区域内 (市街化調整区域)
※隣接する亀田清掃センターの敷地とともに「ごみ処理施設 (新潟地区広域清掃事務組合亀田焼却場)」として都市計画決定済み
- ② 用途地域 指定なし
- ③ 建ぺい率 60%
- ④ 容積率 200%
- ⑤ 高度地区 指定なし
- ⑥ 防火・準防火地域 指定なし
- ⑦ 道路斜線 $\angle 1.5$
- ⑧ 隣地斜線 31m + $\angle 2.5$
- ⑨ 北側斜線制限 指定なし
- ⑩ 日影規制 指定なし
- ⑪ 緑化率 亀田清掃センター解体後の跡地を含めて、緑化率を 25%以上とするため、田舟の里を含む本施設の工事範囲では、緑化率を 15%以上とする。(新潟市公共施設緑化ガイドライン参照)
- ⑫ その他 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) 第 102 条の 2 の規定に基づく「伝搬障害防止区域」に該当しない

2 施設の種類及び規模に関する事項

(1) 新設する施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)

処理方式	ストーカ式
処理能力	420t/日 (140t/24h×3 炉)
処理対象物	燃やすごみ、可燃残渣、脱水汚泥、災害廃棄物 (非定常的に発生)、小動物

(2) 解体撤去する施設

① 解体撤去する施設 (亀田清掃センター附属運動公園及び休憩所の一部)

対象施設	亀田清掃センター附属運動公園及び休憩所の一部 (駐車場・緑地帯等)
撤去設備	要求水準書 (案) に示す。
必要により撤去する設備	要求水準書 (案) に示す。
更新する設備	要求水準書 (案) に示す。

② 解体撤去する構造物（旧亀田焼却場及び旧粗大ごみ処理施設の地下構造物）

対象施設	旧亀田焼却場及び旧粗大ごみ処理施設の地下部残置ピット、基礎及び杭（建設工事に支障のないピット、基礎、杭の残置は可能）
残置の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・旧亀田焼却場工場棟 GL-2,000mm 以下 ・旧亀田焼却場煙突 GL-1,000mm 以下（基礎部を除く） ・旧粗大ごみ処理施設 GL-1,250mm 以下
その他施設	旧排水処理棟、その他地下構造物

第5章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、市と事業者は、誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他の支援に関する事項

市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第8章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、本事業に係る債務負担行為の設定及び建設工事請負契約の締結について、あらかじめ市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

新潟市情報公開条例（昭和61年10月14日条例第43号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 本事業に係る担当課

本事業に係る担当課は、次のとおりである。

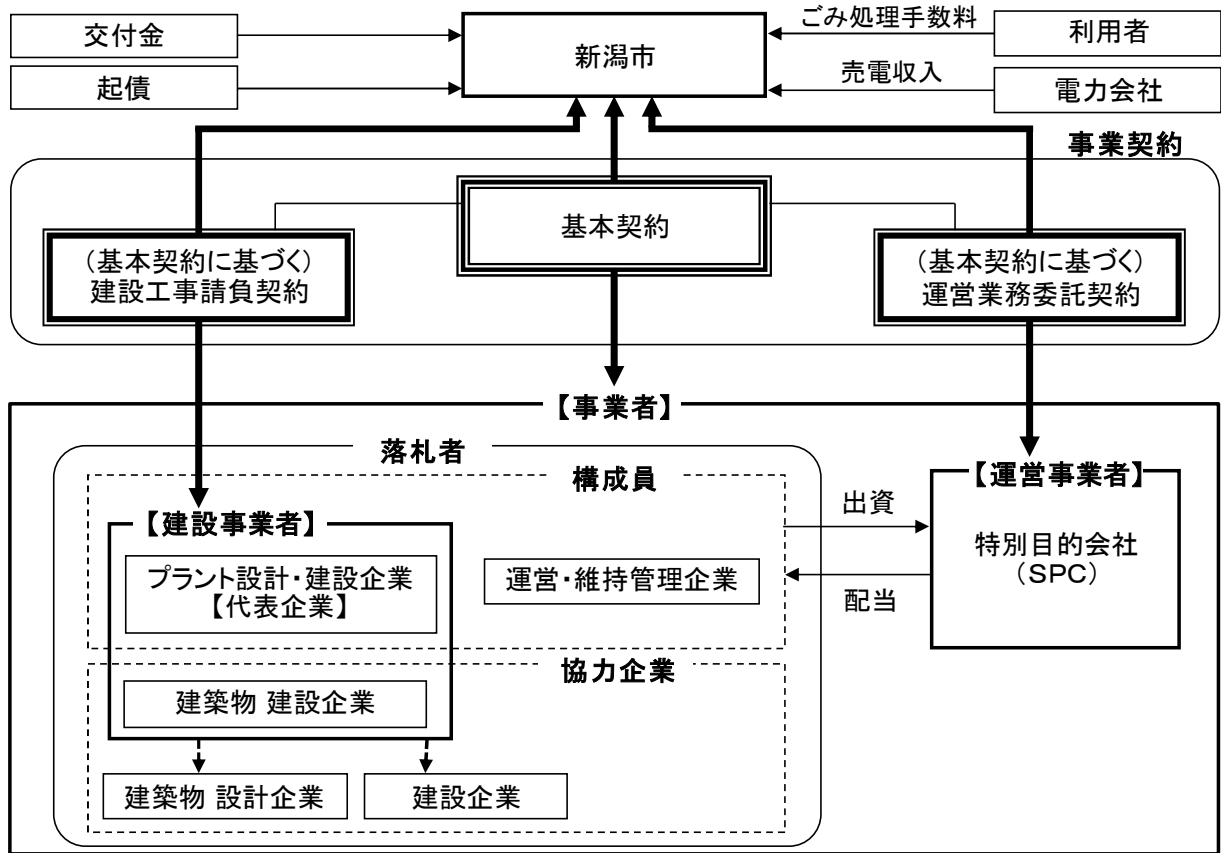
担	当	課	:	新潟市 環境部 循環社会推進課 整備グループ			
				〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1			
T	E	L	:	025-226-1427			
電	子	メ	ー	ル	:	junsui@city.niigata.lg.jp	
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	https://www.city.niigata.lg.jp/

別紙1 用語の定義

No.	用語	定義
1	受入対象物	委託車両及び市の車両、許可業者の車両、施設間運搬車両、直接搬入車両が本施設に搬入する搬入物を総称している。
2	運営業務	本事業のうち、本施設の運営（運転、維持管理、補修、更新等を含む。）に係る業務をいう。
3	運営業務委託契約	市と運営事業者が締結する新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
4	運営業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業運営業務委託契約書（案）」をいう。
5	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営業務を担当する者をいう。
6	解体工事	本施設建設用地内の亀田清掃センター附属運動公園及び休憩所の一部（駐車場・緑地帯等）、旧亀田焼却場地下部の必要箇所を解体する工事をいう。
7	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
8	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
9	基本契約	本事業の実施に際し、市と事業者の間で締結される新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
10	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
11	協力企業	構成企業のうち、運営事業者に出資しない者をいう。
12	建設工事請負契約	市と建設事業者が締結する新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
13	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
14	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する単独企業又は共同企業体をいう。
15	建築物	本施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称している。
16	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者に出資する者をいう。
17	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
18	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約を総称して又は個別にいう。
19	事業者	建設事業者及び運営事業者を総称している。
20	施設間運搬車両	市内中間処理施設の処理残渣や中継施設（市民の直接搬入ごみ）で受け入れた廃棄物など、他施設で受入や処理を行った廃棄物・資源物等を運搬する車両をいう。
21	実施方針等	実施方針、要求水準書（案）及びその他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
22	主灰	焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
23	処理困難物	家電リサイクル法対象品目、家庭用パソコン、劇薬・農薬、プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン・灯油、塗料、注射針、汚物が著しく付着した紙おむつ、ピアノ・大型機械器具、バイク、タイヤ等、市では収集や処理を行わないごみを総称している。
24	処理対象物	受入対象物のうち、直接搬入車両が持ち込む燃やさないごみ、特定5品目、粗大ごみ（可燃性を除く）、資源物及び処理困難物を除いたものを総称している。
25	処理不適物	焼却処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称している。
26	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設及び解体工事に係る業務をいう。
27	田舟の里	亀田清掃センター附属運動公園に隣接して整備されている休憩所（温浴施設）をいう。
28	直接搬入車両	市民が自ら家庭ごみを施設に持込む車両をいう。

No.	用語	定義
29	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
30	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
31	入札説明書	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業入札説明書」をいう。
32	入札説明書等	市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）及びこれらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
33	入札提案書類	入札参加者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
34	飛灰	工場棟の集じん施設によって集められたばいじん（廃熱ボイラ等で捕集されたばいじんを含む。）をいう。
35	飛灰処理物	新亀田清掃センターにおいて薬剤処理した飛灰の処理物をいう。
36	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含む。）を総称していう。
37	本事業	新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業をいう。
38	本施設	本事業において設計・建設される工場棟、管理棟、計量棟、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。なお、管理棟が工場棟と合棟の場合は、市の管理エリアと読み替えるものとする。
39	本実施方針	「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業実施方針」をいう。
40	要求水準書	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業要求水準書」をいう。
41	要求水準書（案）	実施方針と併せて公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業要求水準書（案）」をいう。
42	様式集	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業様式集」をいう。
43	落札者	落札者決定基準に基づき、市が決定した入札参加者をいう。
44	落札者決定基準	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業落札者決定基準」をいう。
45	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

別紙2 本事業の事業スキーム（例）



別紙3 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}		○	△	
事故の発生リスク	設計・建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	市の指示、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		市	事業者	
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	
運営段階	ごみ質の変動リスク	受入対象物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
	ごみ量の変動リスク	受入対象物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	性能リスク	要求水準の未達		○
	搬入管理リスク	搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	市の指示等による運営費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営費の増大		○
	売電収入変動リスク	電力会社の単価変更による売電収入の変動	○	
事業者の事由による売電収入の変動			○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

注1）契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2）物価変動については、一定程度（具体的には入札公告時に示す。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は市が負担する。

注3）不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度（具体的には入札公告時に示す。）までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注4）受入対象物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市と事業者の協議による。

注5）受入対象物の量の変動については、固定費用及び変動費用の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市と事業者の協議による。

※本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。